

起業と企業のサポート窓口 設置のお知らせ

起業したい・・・

新しい市場を開拓したい・・・

今の事業をさらに大きく成長させたい・・・

木津川市商工会は、
そんな企業の声に応える
支援の拠点です

私たちが大切にしているのは、それぞれの想いを大事にすること
熱い想いは、自らの取り組みに自信や誇りを持つことです
目的を達成されるまで、何度でも伴走支援を行います

自らの力で未来を切り開く企業の挑戦をお待ちしています
まずはお気軽にお問合せください！

支援内容

相談業務を支援の柱に据えながら、定期的にセミナーやイベントを開催します。
自己啓発やスキルアップ、人と人との交流を促進します。
産業競争力強化法に基づく、特定創業支援事業に対応しています。(裏面参照)

起業と企業のサポート窓口（無料）

ご利用時間:月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00

休館日: 土曜日、日曜日、国民の休日、年始年末

〒619-0214 木津川市木津南垣外83-3

木津川市商工会 電話 0774-72-3801 FAX0774-72-6564

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村における
「特定創業支援事業」に係る優遇措置等

1. 創業補助金

補助対象者 新たに創業する者

補助対象事業 既存技術の転用、隠れた価値の発掘を行う新たなビジネスモデルにより、需要や雇用を創出する事業

補助上限 100万円又は200万円

補助率 創業1/2

※平成29年度は終了しました。

2. 法人設立に伴う登録免許税の軽減措置

登録免許税軽減 資本金額の0.7%から0.35%へ

適用法人 株式会社 合名会社 合資会社 合同会社

適用期間 平成29年度末まで

適用要件 創業前、創業後5年未満の個人

3. 日本政策金融公庫（国民生活事業本部）新規開業支援資金等の貸付制度を利用する場合の、事業計画（ビジネスプラン）の審査により、無担保・無保証人とする特例措置

対象者 新たに創業する者又は創業して税務申告を2期終えていない者（既に創業している場合は、創業時に該当した者）

貸付限度 3,000万円（運転資金は1,500万円）

「認定特定創業支援事業」を受けて事業を始める者は、1/10以上の自己資金要件を満たすものとされる）

「特定創業支援事業」とは、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受けた市区町村（認定連携創業支援事業者を含む）の実施する、継続的な支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」のすべての知識が身につく事業を言い、原則4回以上、1ヶ月以上の継続的な期間実施する支援である。